

令和4年2月
(第19回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和4年2月25日(金曜日)

令和4年2月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年2月25日(金曜日) 午前9時00分～午前10時15分

2 開催場所 南大隅町役場 本庁

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋口 初男
委 員	1番	山之口 勝一
〃	2番	北之口 洋一
〃	3番	富田 良成
〃	5番	後藤 望
〃	6番	淵脇 耕二
〃	7番	溝田 耕一
〃	8番	東山崎 勝一
〃	9番	吉永 一雪
〃	10番	田淵 哲朗
〃	11番	徳留 徳次
〃	12番	横原 洋伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎
事務局次長兼係長 中村 玲子
事務局書記 中島 大貴

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第62号 非農地証明願いに係る証明について
議案第63号 農業振興地域計画の変更に係る意見について
議案第64号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
議案第65号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に
係る意見決定について

6 会議の概要

議 長： ただいまから、令和4年2月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は12名です。
全員出席しておりますので、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、8名の出席でございます。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは、7番の溝田委員と8番の東山崎委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の中村氏と中島氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議 長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
許可申請は2件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが2件でございます。

(2ページ 議案第61号の議案書、3ページの集計表の読み上げ)

4ページ、5ページ、受付番号1番の資料については、それぞれお目通しください。
また、別添の調査書についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思えます。
よろしく申し上げます。

議 長： ありがとうございます。
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔に申し上げます。

5 番： 5番後藤です。2月19日に申請人と私と大内山委員の3人で調査いたしました。
現地は国道〇〇号線、〇〇バス停付近から山側に60mほど登ったところにあります。
現在バレイショが作付けされており、きちんと管理されておりました。調査の意見と
しては、譲渡人と譲受人は親戚関係で、なおかつ譲渡人が高齢のため、今回の申請に
至ったとのこと。譲受人は今後も耕作を続けるとのこと。なんら問題ないと考え
ます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、
質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担
当の大内山推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

(意見、質疑なし)

議長： よろしいですか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第61号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第61号、受付番号1番は許可することに決定いたします。

次に議案第61号、受付番号2番についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局： 受付番号2番につきましては、6ページ、7ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査書についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

9番： 9番吉永です。申請地は、〇〇内、〇〇の左側に隣接し、3～4年前までは、畜産農家が借りて牧草を栽培していたそうですが、現在は返却され、耕作放棄地となり、萱やセイタカアワダチソウが生い茂っております。
譲渡人は、学校卒業後、〇〇県に就職、以来ずっと居住しております。
高齢であることや、今後帰郷する意思もないことから今回の申請となりました。
譲渡後は、譲受人が整地し、榊等を植樹するとのことであり、周辺の農地に何ら影響を与えることはなく、問題ないものと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の瀬戸山推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

(意見、質疑なし)

6番： 6番淵脇です。荒れているとのことですが、復旧謝金の対象になりますでしょうか。

議長： そのあたりはなにか話がありましたでしょうか。

事務局： すでに、譲受人より相談があり、対象となる旨を説明しております。そのため、今回の審議が終わり承認され次第、伐根し、謝金の申請を行うよう依頼しております。

議 長： 他にございませんか。よろしいですか。それでは、受付番号 2 番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号 2 番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 61 号、受付番号 2 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 61 号、受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議題第 62 号「非農地証明願いに係る証明について」を議題といたします。申請件数は 2 件です。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、8 ページの議案第 62 号の議案書をご覧ください。今月の非農地証明願いに係る証明の申請は 2 件です。

(8 ページ 議案第 62 号の議案書の読み上げ)

受付番号 1 番の資料については 9 ページから 11 ページです。それぞれお目通しください。よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。ここは私の担当でありました為、調査報告いたします。2 月 18 日に申請人、溝田委員、谷口推進委員、事務局と調査してきました。申請地は、20 年ほど前に牛舎が建設され、昨年まで利用されておりました。経営終了したのち、畜舎バンクで後任が決まりましたが、地目変更がなされていないことがわかり、名義変更を行うために今回の申請となりました。建設されてから、20 年以上経過しており、今後も牛舎として利用されるため、やむを得ないと考えます。よろしくをお願いします。

議 長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは、受付番号 1 番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。議案 62 号受付番号 1 番について、承認やむなし、とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、承認やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいま、推進委員の挙手状況を踏まえ、議題第 62 号受付番号 1 番について承認やむなし、される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議題第 62 号受付番号 1 番には、非農地として承認することに決定いたします。

議長： 次に議題第 62 号受付番号 2 番です。事務局より説明をお願いします。

事務局： 受付番号 2 番の資料については、12 ページから 14 ページです。それぞれお目通し下さい。よろしく願いいたします。

会長： ここで、担当委員の現地調査の報告をお願いいたします。

9 番： 9 番吉永です。申請地は県道〇〇線の〇〇より〇〇の方に約 1 km 先の県道沿いにご
います。周辺の農地は耕作者不在の農地が多くてほとんどが耕作放棄地でございます。
申請地は約 40 年前までは日本舗道のアスファルト用のプラントが建っておりまして、
30 年程利用された後はアスファルトのオイルやバラスが残っており畑としての使用
ができずそのまま放置しておりましたが、平成 16 年に隣接地に畜舎を建設した頃
から資材置き場として利用しており今後も畑として耕作する意思がない為、今回の申
請となったものであり問題ないと考えます。
尚、資材等とは牧草をラップしたものや海上輸送用のコンテナが 4 機設置されてお
ります。周辺も農地が耕作されていないことから問題はないものと考えます。
ご審議の程よろしく願いいたします。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、
ご意見、ご質問等ございませんか。
地区担当の瀬戸山推進委員、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見、質問なし)

議長： よろしいですか。それでは農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思
います。議題第 62 号受付番号 2 番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお
願いしま

(挙手)

ありがとうございました。

全推進委員、承認やむなし。(過半数が承認やむなし。)でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手を踏まえ、議
案第 62 号受付番号 2 番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第 62 号受付番号 2 番は、非農地として承認することを決定いたします。

議長： 次に、議案第 63 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題といたします。

事務局長： それでは、15 ページの議案 63 号の議案書をご覧ください。農業振興地域整備計画の変更に係る意見については 1 件です。

(15 ページ 議案第 63 号の議案書の読み上げ)

受付番号 1 番については、平飼い養鶏として鶏舎を建設する為の用途区分変更でございます。資料は 16 ページから 24 ページまでです。それぞれお目通しください。よろしく申し上げます。

議長： これは私が地区担当となります。2 月 18 日事務局、及び溝田委員、谷口委員で現地調査を行いました。〇〇の裏で〇〇の下の方の田んぼでありまして〇〇用水路が通っている所です。現場は日当たりの悪い所で利用価値がなく耕作されておりません。その中で申請人が 100 羽以内で採卵用の鶏を飼いたいとの事で約 40 m²の鉄パイプと金網を利用した簡易的な鶏舎を作りたいという事です。水田ですので用途区分変更ということで申請します。審議の方をよろしく願いいたします。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。
それでは受付番号 1 番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。
推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号 1 番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(挙手)

ありがとうございました。
全推進委員、承認やむなし。(過半数が承認やむなし。)でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員の挙手状況を踏まえ、議題第 63 号受付番号 1 番について承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議題第 63 号 受付番号 1 番は、承認することに決定しましたので、町長に意見を送付します。

議長： 次に、議案第 64 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長：町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明します。
（25ページ 議案第64号の議案書のみ読み上げ）
26ページの統括表をご覧ください。（統括表の読み上げ）
27ページの集積計画については、それぞれお目通しください。
よろしく申し上げます。

議長：これより審議に入ります。
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

12番：1、2番は果樹になっているが3年だと実がつかないうちに返すことになるのでは。

事務局：この方についてはみかんを植えられるという事で契約しているが3年後にまた再度更新するという事で聞いております。契約期間は3年と5年とあるとお伝えしましたがまずは3年でという事でした。

議長：確かに果樹なので10年設定でも良かったのではと思いました。

議長：他にございませんか。

10番：3番の〇〇の土地は面積が広いですが、〇〇開発の区域ではないのですか？

事務局長：〇〇開発の土地ではないです。お茶を作っていてまだそれが残っていて自ら伐根して穴を埋めるという事での申請です。

10番：面積がまとまっている割には単価が安いように思うのですが。

事務局長：まだ伐根が残っているので、作業があるということでの金額設定との事でした。

議長：よろしいですか。他にございませんか。
それでは議案第64号の集積計画について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

（挙手）

ありがとうございました。

全推進委員、異議なし。（過半数が承認やむなし。）でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員の挙手状況を踏まえ、議題第64号について計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手）

挙手多数ですので、議案第64号は計画のとおり決定いたします。

議長：次に、議案第65号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長： 28ページの議案第65号の議案書をご覧ください。

町長より、農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の変更に係る意見を求められています。それでは詳細については担当者が説明します。

(議案第65号の議案書にもとづいて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る内容を説明)

議長： 只今、事務局、担当者から説明がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第65号について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第65号は、承認することに決定しましたので、町長に意見を送付します。

議長： 以上で、本日の議案の審議すべて終了いたしました。

次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご意見があれば挙手をお願いします。

事務局： ①その他

②3月の行事予定について

議長： 他にございませんか。無いようですので、以上をもちまして、令和4年2月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員